

宮城県石巻商業高等学校学則

第1章 総則

(名称)

第1条 本校は宮城県石巻商業高等学校と称し、宮城県石巻市南境字大樋 20 番地に所在する。

(目的)

第2条 本校は教育基本法ならびに学校教育法に基づき個人として、また社会人として必要な教養、特に商業に関する専門教育を施すことを目的とする。

(課程、修業年数)

第3条 本校の課程、学科、修業年限及び生徒定員は次の通りとする。

課程	学科	修業年限	生徒定員
全日制課程	総合ビジネス科	3年	男女 160 名

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第4条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

学年を次のとおり2学期に分ける。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第5条

1. 学校の休業日は次のとおりとする。

- ① 国民の祝日（国民の祝日が日曜日にあたる時は、その翌日）
- ② 日曜日及び土曜日
- ③ 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
- ④ 夏季休業日 7月24日から8月24日まで
- ⑤ 冬季休業日 12月24日から1月7日まで
- ⑥ 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
- ⑦ 学校長が特に必要と認めて定める日

2. 第一項第三号から第七号までに規定する日の日数の合計は65日以内とする。

第3章 教育課程及び授業時数

(教育課程の編成)

第6条 本校の教育課程及び週当たりの授業時数は学習指導要領の基準により定める。

(授業日数等)

第7条 毎日の授業の始終時刻は時期に応じて適宜に定める。

第4章 各教科、科目及び単位数等

(単位数等)

第8条 卒業までに履修する単位数等卒業までに履修する各教科に属する科目及びその単位数、特別活動及びそれらの授業時間数並びに卒業までに行う総合的な学習の時間（課題研究で代替）の授業時数及び単位数については、別に定める教育課程表のとおりとし、教育課程表にある全ての科目を履修するものとする。単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。

第5章 単位の修得及び卒業

（単位の認定）

第9条 教科科目の単位修得の認定については、本校所定の基準による。

（原級留置）

第10条 校長は当該学年における修得単位または特別教育活動の履修が、本校の定める単位数及び基準に満たず、かつ卒業に必要な単位数及び特別活動を修得することが困難と認めた生徒のうち、進級または卒業させることが不相当と認められる生徒については、原級に留め置くことができる。

（卒業の認定）

第11条 卒業の認定は、本校における所定の単位を修得した者について、校長が行う。

第6章 入学、退学、転学、留学、休学、復校及び卒業

（入学許可及び選抜）

第12条 入学志願者の選抜に関する事項は別にこれを定める。

（志願手続）

第13条 入学志願者は、入学願書を出身中学校長を経て提出しなければならない。

（入学手続）

第14条

1. 入学を許可された者は本人並びに保護者（保護者のいないときは保証人）連署の誓約書及び住民票抄本を校長に提出しなければならない。
2. 保護者又は保証人を変更したときは改めて誓約書を差し出さなければならない。

（保護者）

第15条 保護者は学校教育法第16条に規定する者とし、保証人はこれに代わって指導の責に任ずることのできる者とする。

（保護者の変更）

第16条 保護者又は保証人が転籍、転居又は氏名変更等をした場合には直ちに校長に届け出なければならない。

（転学・留学・退学）

第17条

1. 生徒は転学、留学、又は退学しようとするときは、その事由を具し、保護者又は保証人連署して校長に願い出なければならない。
2. 生徒は学校に差し出す願書及び届け出にはすべて本人並びに保護者又は保証人の連署を要する。

(転学)

第18条 転入学を志願する者があったときは、校長は教育上支障がない場合に学校の定める手続きにより転入を許可することがある。

(留学)

第19条

1. 生徒は、留学しようとするときは、保護者又は保証人と連署して校長に願い出なければならない。
2. 前項の規定による願い出には、留学先及び留学期間を記載した書面その他校長が必要と認める書類を添えなければならない。

(休学)

第20条

1. 生徒は疾病その他やむを得ない事由によって引き続き3ヵ月以上出席しがたいときは、保護者又は保証人連署して休学を願い出ることができる。
2. 前項の規定による願い出には、医師の診断書又は詳細な理由書を添えなければならない。
3. 休学の期間は、1年以内とする。

(復校)

第21条 校長は願い出て退学した生徒が退学後1ヵ年以内において復校を願い出たときは、教育上支障がなく正当な事由があると認めた場合、これを許可することがある。

(出校停止)

第22条 校長は伝染性疾患にかかり、若しくはそのおそれのある生徒に対して出校停止を命ずることがある。

(課程修了)

第23条 校長は本校の課程を修了したと認めた者には、所定の卒業証書を授与する。

第7章 授業料、入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料

(授業料等)

第24条 授業料、入学金、証明手数料等の額は別にこれを定める。

第25条

1. 授業料は年額として、四期に区分し、5月、8月、11月及び2月の15日に口座振替により、県に納入するものとする。
2. 授業料の減免については別にこれを定める。

第26条 校長は前条の1項の期間内に授業料を納入しない者に対しては退学・出席停止等を命ずることができる。

第27条 入学、転入学又は復校を願い出る者は入学選抜手数料を納入しなければならない。

第28条 休学期間が各全期(4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月)にわたったときは、その期の授業料については減免する。

第8章 賞罰

(褒章)

第29条 校長は他の模範となるような生徒に対しては褒賞をすることができる。

(懲戒)

第30条 校長は校規を乱し、訓戒に反きその本分に違反した行為のあった生徒に対しては、その軽重により次のような懲戒を与える。

1 訓告

2 停学

3 退学

※「懲戒規程は別に定める」

(退学)

第31条 生徒が次の各号に該当するときは退学を命ずる。

1 性行不良で改善の見込みがないと認められたる者

2 学力劣等で成業の見込みがないと認められたる者

3 正当な理由がなくて出席が常でない者

4 学校の秩序を乱し、生徒としての本分に反した者

(弁償)

第32条 学校所属の物品を破損し、または紛失した生徒には現品又は代価で弁償させることがある。

第9章 雑則

第33条 この規則施行に関し特に必要な細則は別に定める。